

岩美町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 11,797	千円 7,362,288	千円 86,910	千円 1,198,909	% 16.3	% 17.8

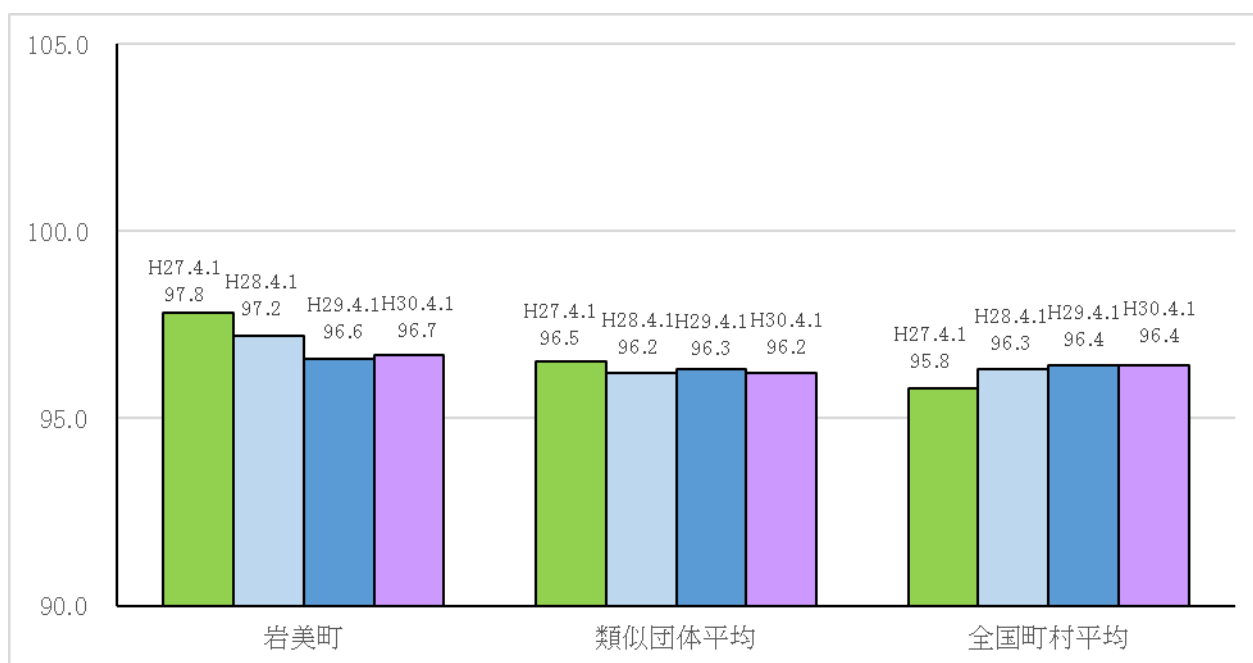
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
29年度	人 141	千円 459,600	千円 65,238	千円 189,696	千円 714,534

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,068	千円 5,509

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（２年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①実施内容

○給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。

激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成２７年４月１日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（３０年４月１日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岩美町	41.3 歳	301,585 円	348,778 円	326,783 円
鳥取県	43.5 歳	323,846 円	401,450 円	350,100 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.2 歳	302,156 円	350,816 円	325,145 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
岩 美 町	54.1 歳	8 人	316,688 円	327,913 円	327,913 円	—	—	—	—
うち調理員	51.9 歳	5 人	323,200 円	339,520 円	339,520 円	調理員	44.8 歳	222,900 円	1.52
うち用務員	***	1 人	***	***	***	用務員	55.1 歳	207,300 円	***
鳥 取 県	51.5 歳	118 人	308,591 円	—	321,645 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類 似 団 体	51.3 歳	6 人	284,619 円	302,144 円	292,594 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
岩 美 町	—	—	—
うち調理員	4,074,240 円	2,974,000 円	1.37
うち用務員	***	2,808,000 円	***

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区 分		岩美町	鳥取県	国
一般行政職	大 学 卒	168,000 円	184,400 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	150,200 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	144,500 円	145,800 円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	255,157 円	351,733 円	388,160 円	364,300 円
	高 校 卒	228,700 円	318,650 円	364,050 円	402,950 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

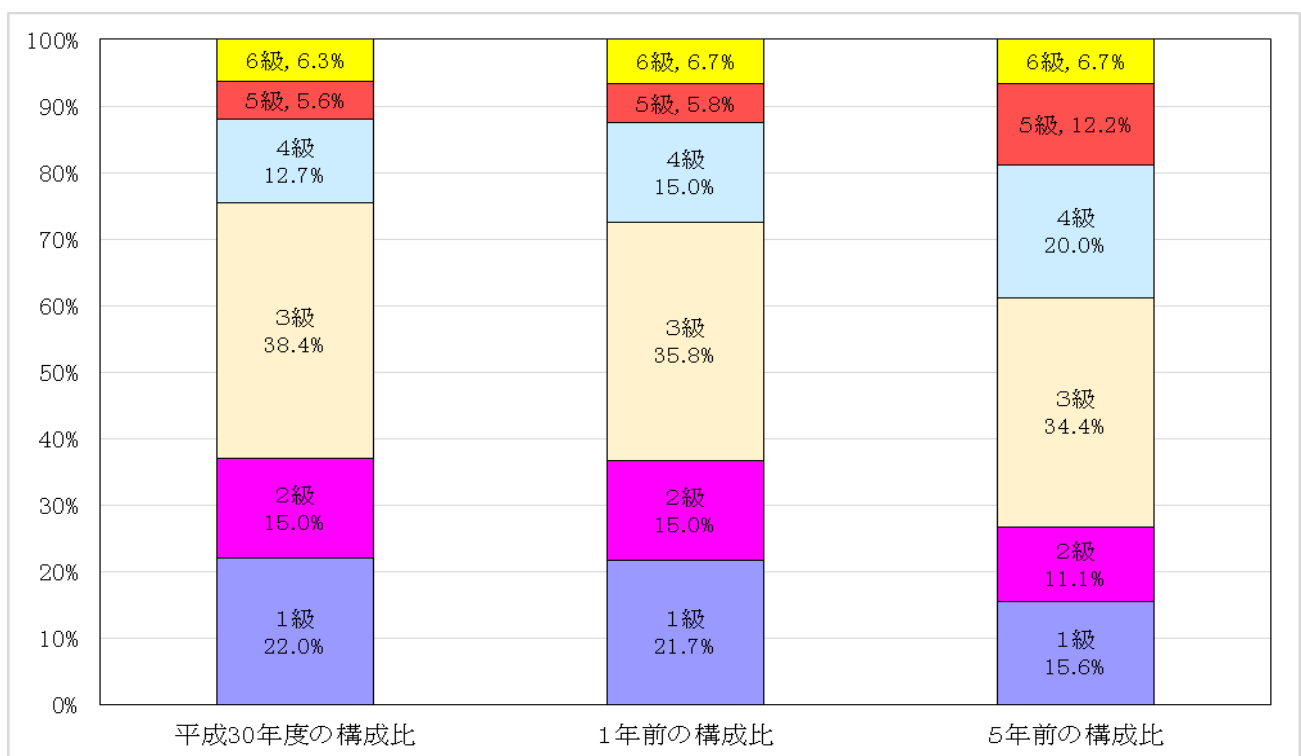
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

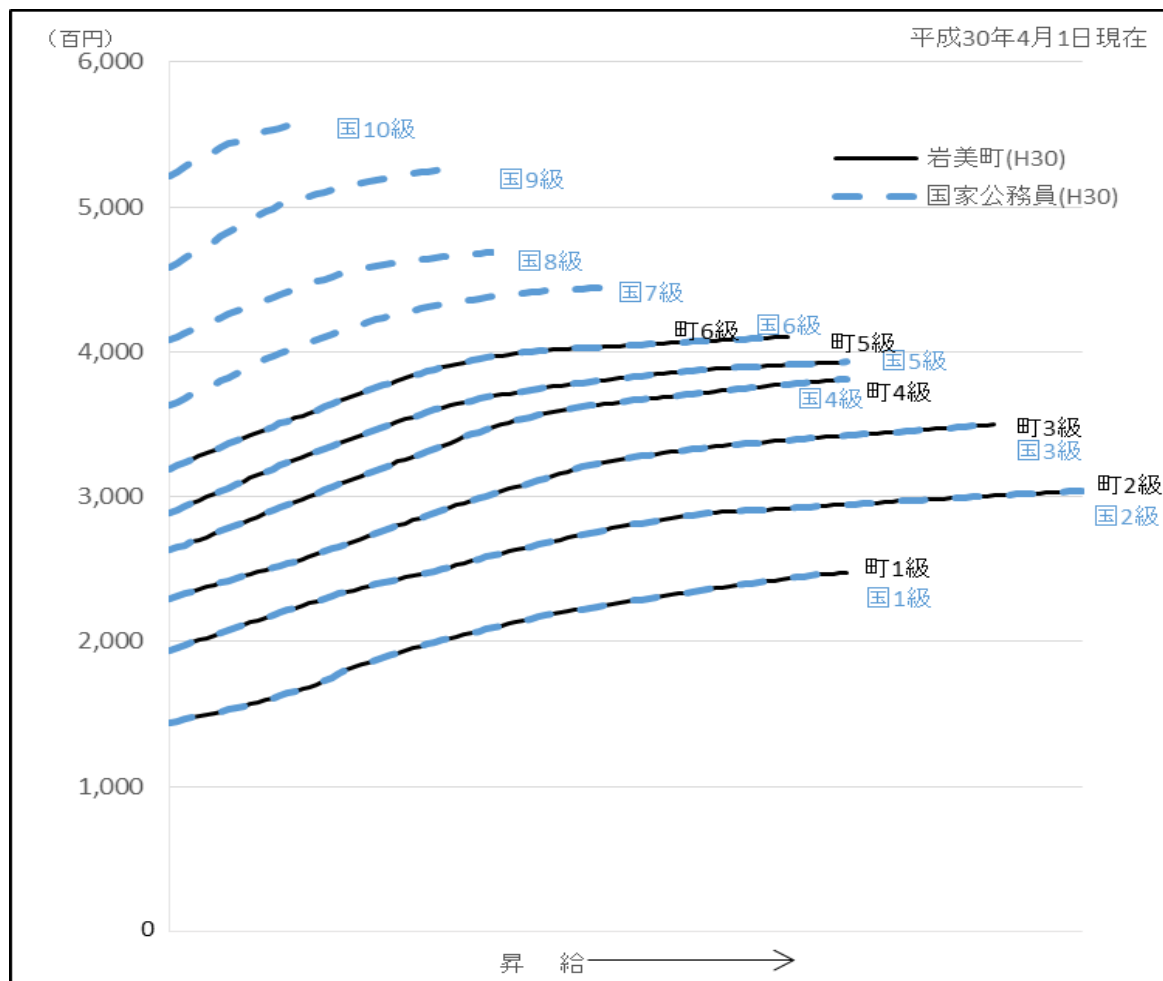
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	内訳		職制上の階段			1号給の給料月額	最高号給の給料月額
				職名	職員数	人	%	段階		
1級	主事、保育士、保健師、技師の職務等	31人	22%	主事 保育士 保健師 社会福祉士	25人 6人 0人 0人	31	22	係員級	144,100円	247,600円
2級	主事、保育士、保健師、技師の職務等	21人	15%	主事 保育士 保健師 社会福祉士	13人 7人 0人 1人	21	15	係員級	194,000円	304,200円
3級	係長、主任の職務等	54人	38.4%	主任 主任保育士 主任保健師 主任社会福祉士 係長	20人 11人 5人 1人 17人	54	38.4	係長級	230,000円	350,000円
4級	課長補佐、主幹、保育所長、保育所副所長の職務等	18人	12.7%	主幹 課長補佐 保育所副所長 保育所長	0人 13人 3人 2人	18	12.7	課長補佐級	263,000円	381,000円
5級	会計管理者、課長、事務長、参事、保育所長の職務等	8人	5.6%	課長 参事 保育所長	3人 4人 1人	8	5.6	課長級	288,900円	393,000円
6級	会計管理者、課長、事務長、次長の職務等	9人	6.3%	課長	9人	9	6.3	課長級	319,200円	410,200円

（注）1 岩美町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(30年4月1日現在)



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	岩美町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岩美町	鳥取県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,375 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,440 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.8月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.43月分 勤勉手当 1.57月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.8月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成29年度中における運用	岩美町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

岩美町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年早期退職特例措置	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年早期退職特例措置

(3) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	27,941	千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	499	千円
支給実績（28年度決算）	28,148	千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	380	千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当（30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （29年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （29年度決算）
扶養手当	① 子ども 10,000円 ② 子以外 6,500円 ③ 配偶者 6,500円 ④ 満16歳～22歳までの子（5,000円加算）	同		16,055千円	263,197円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている場合 最高27,000円	同		6,423千円	291,955円
通勤手当	① 交通機関等の利用者 最高55,000円 ② 自家用車等の使用者（片道2km以上） 2,000円～7,100円	同	国：限度額 24,500円	4,738千円	46,451円
管理職手当	課長等 40,300～ 55,300円 参事 28,200円 保育所長 23,400～ 24,200円 保育所副所長 15,600円	同		9,030千円	410,455円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	町 長	815,700円	(参考) 類似団体における最高／最低額 846,000円／ 520,000円
	副 町 長	644,000円	680,000円／ 510,000円
	教育長	595,300円	
報 酬	議 長	333,000円	354,000円／ 247,000円
	副議長	248,000円	306,000円／ 193,000円
	議員	227,000円	288,000円／ 175,000円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教育長	29年度支給割合 3.25 月分 支給加算20%	
	議 長 副 議 長 議 員	29年度支給割合 3.25 月分 支給加算20%	
退 職 手 当	町 長 副 町 長 教育長	給料額×在職年数×500/100 給料額×在職年数×280/100 給料額×在職年数×220/100	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

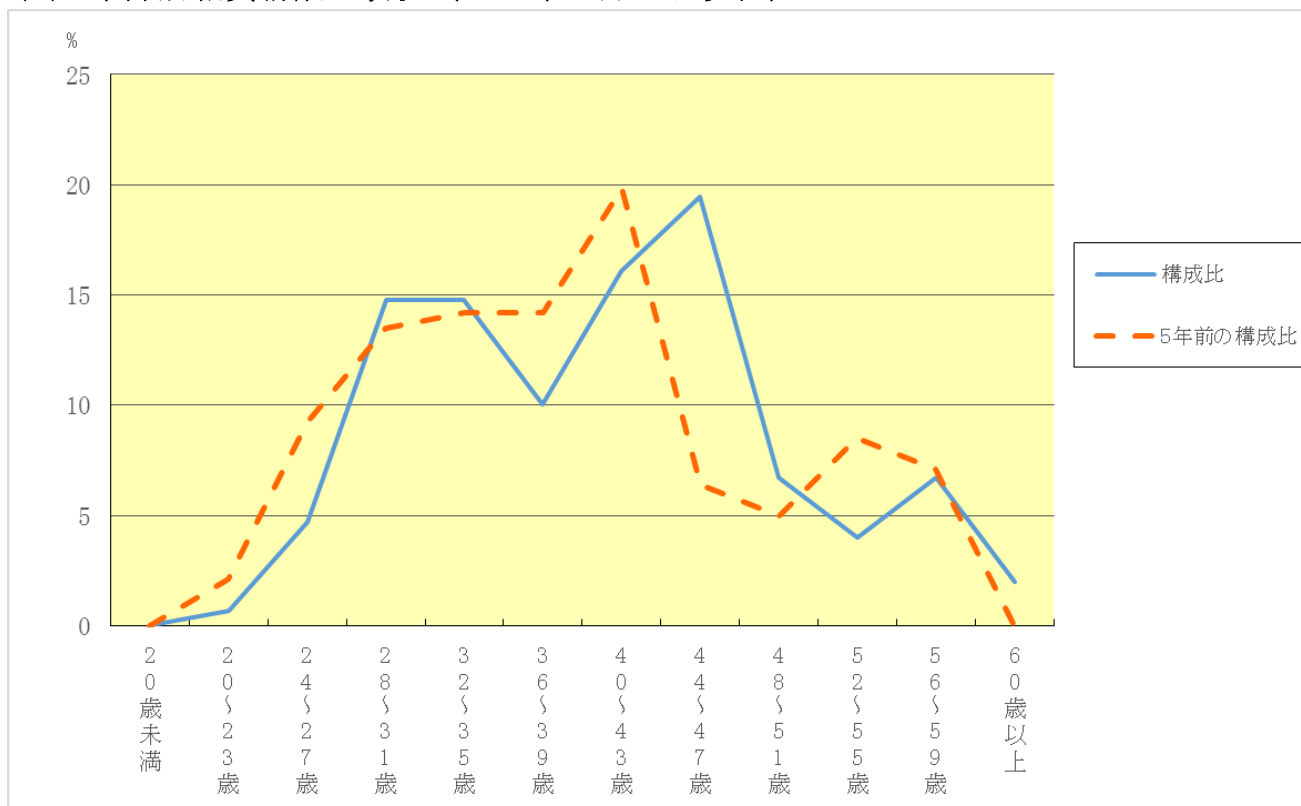
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		
		総 務	27	26	△ 1	業 務 体 制 の 見 直 し
		税 務	8	8		
		民 生	58	57	△ 1	業 務 体 制 の 見 直 し
		衛 生	4	5	1	業 務 体 制 の 充 実
		農 林 水 産	12	12		
	商 工	7	7			
土 木	6	5	△ 1	業 務 体 制 の 見 直 し		
	計		124	122	△ 2	
	教育部門		16	17	1	
	小 計		140	139	△ 1	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道		3	3		
	下 水 道		1	1		
	病 院		102	106	4	業 務 体 制 の 充 実
	そ の 他		5	5		
	小 計		111	115	4	
合 計			251	254	3	
			[306]	[306]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	7人	22人	22人	15人	24人	29人	10人	6人	10人	3人	149人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	117	120	123	124	124	122	5(4.2%)
教育	15	15	15	17	17	18	3(20%)
普通会計計	132	135	138	141	141	140	8(6.0%)
公営企業等会計計	98	101	99	101	111	115	17(17.3%)
総合計	230	236	237	242	252	255	25(10.8%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成30年度）

(1) 分限処分の状況

降 任	免 職	休 職	降 給	計
1 人	0 人	3 人	0 人	4 人

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職務に必要な適格性を欠くと認められる場合に、公務の効率性の維持及び適正な運営のため当該職員の意に反して身分上の変動をもたらす処分のことで、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

(2) 懲戒処分の状況

戒 告	減 給	停 職	免 職	計
0 人	0 人	1 人	0 人	1 人

懲戒処分とは、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、任命権者がその職員の道義的責任を問うことにより組織の綱紀粛正を目的に行う処分のことで、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

8 職員の研修の状況（平成30年度）

研 修 区 分			研修回数	参加人数
独自研修	新規採用職員研修		3回	1人
	人権啓発研修	町民対象の研修	10回	331人
		その他の人権啓発研修	4回	33人
	その他研修		7回	477人
多自治体との合同研修	連携中枢都市圏事業合同職員研修		5回	41人
鳥取県職員人材開発センター研修	階層別研修 (新規採用、中堅、新任課長等)		14回	42人
	能力開発向上研修		14回	23人
研修機関派遣研修	市町村職員中央研修所等		14回	14人

9 職員の健康管理等に関する福祉の状況（平成30年度）

(1) 健康診断の状況

健康診断の種類	受験者数
定期健康診断	71 人
人間ドック	77 人

(2) 公務災害の認定状況

区分	認定件数
公務災害	1 件
通勤災害	0 件